

国営かんがい排水事業 柴山潟地区

事業の概要

本地区は、石川県南西部の小松市及び加賀市に位置し、加賀平野の柴山潟、旧今江潟、木場潟の三つの湖、いわゆる加賀三湖の周辺に広がる農地807haの稲作経営を主体とした農業地帯である。

本地区の基幹水利施設は、国営干拓事業「加賀三湖地区」（昭和27年度～昭和44年度）及び国営かんがい排水事業「手取川地区」（昭和27年度～昭和43年度）により造成されたものであるが、これらの基幹施設は、整備後40年以上が経過し老朽化による機能低下が著しく施設の管理運営に当たって多大な労力・費用を要するなど施設の管理に支障を生じている。

このため、本事業において柴山潟排水機場と柴山潟幹線排水路を改修し、施設の機能回復及び維持管理費の軽減を図り、もって農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものである。

目的・必要性

本事業において、柴山潟排水機場と柴山潟幹線排水路を改修し、施設の機能回復及び維持管理費の軽減を図り、もって農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	19百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	136百万円
・周辺景観と調和した施設の整備による環境の保全	8百万円
計	163百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		1,750百万円	
効用		163百万円	
廃用損失額		-	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		15	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0917	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	1,779百万円	
費用便益比	= /	1.01	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

農業水利施設の更新により、十分な施設機能が確保され農業生産の維持及び農業経営の安定化が図られるとともに、年間19百万相当の維持管理費が節減される。

日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きを開始する見込み。

事業に対する決議

平成17年3月の加賀三湖土地改良区・加賀市土地改良区の総代会において、平成18年度着工要望の決議が得られている。

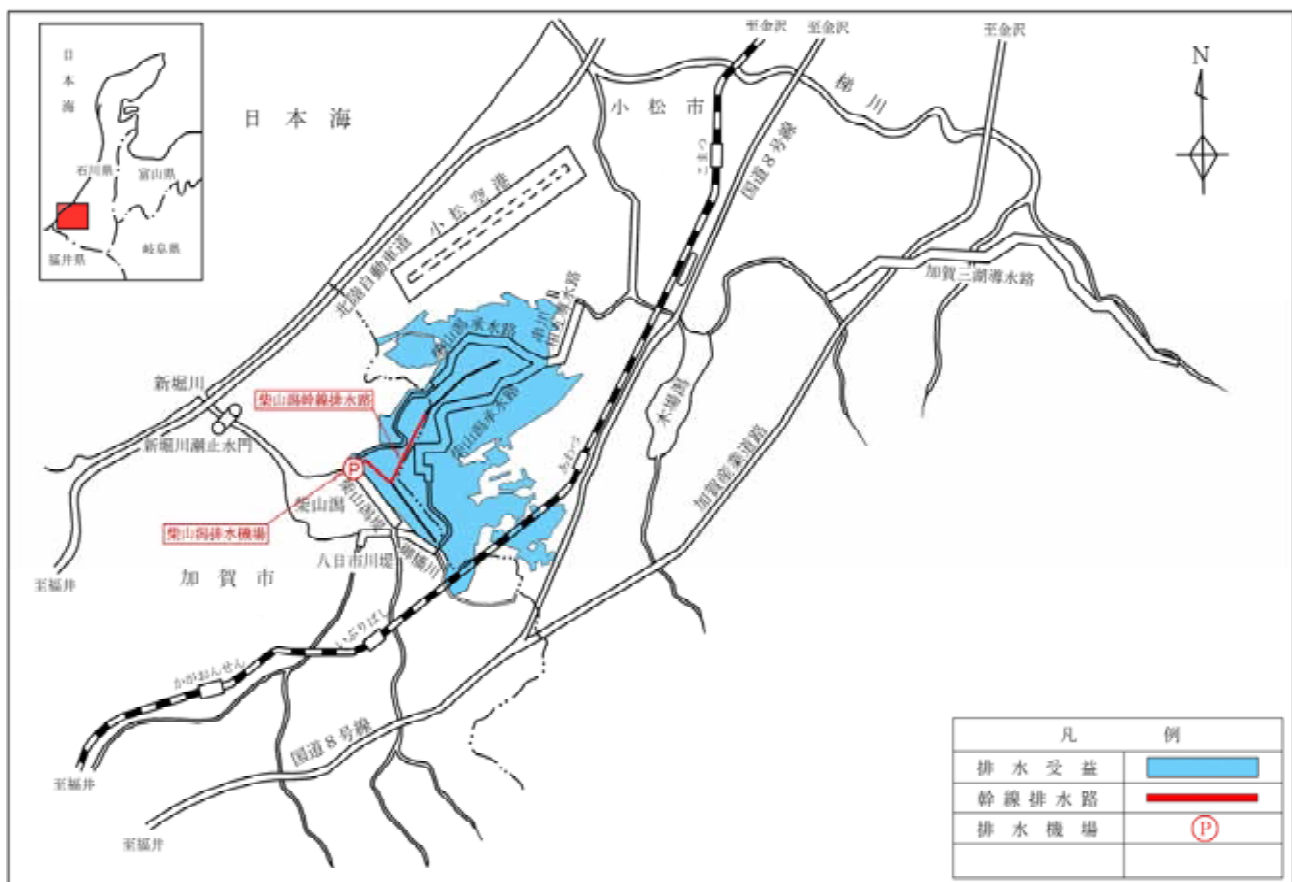
評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	807ha		
2. 受益者数	728人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水機場（改修）	1 式	1,750百万円
国営総事業費	1,750百万円		

国営造成土地改良施設整備事業 新規着工 柴山瀉地区



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北陸農政局）（地区名：柴山潟地区）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
<p>1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）</p>	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>2. 事業内容や実施体制等に関する事項</p>	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

項目	評価の内容	判定
	<p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「 」とする。
項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「 」とする。